ツ　千葉県松戸市本町十四番地一
ネ　千葉県八千代市村上四千五百番地八
ナ　東京都杉並区梅里一丁目十九番十二号
ラ　東京都小金井市本町一丁目九番十二号
ム　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目十四番二十七号
ウ　神奈川県厚木市田村町八番八号
ヰ　新潟県新潟市中央区女池一丁目十三番七号
ノ　富山県富山市根塚町四丁目二番七号
オ　石川県金沢市浅野本町二丁目十五番二十号
ク　福井県福井市和田東二丁目九百二十六番地
ヤ　山梨県甲府市中小河原一丁目十三番七号
マ　長野県長野市大字栗田三百三十八番地
ケ　長野県松本市鎌田二丁目三番五十号
フ　岐阜県岐阜市市橋三丁目八番三号
コ　静岡県静岡市駿河区高松一丁目十一番十三号
エ　静岡県浜松市中区細島町八番地二
テ　愛知県名古屋市西区名駅二丁目九番十四号
ア　愛知県岡崎市明大寺町字出口六十一番地一
サ　三重県津市戸木町字赤部五千八十一番地四
キ　滋賀県守山市古高町字松塚八百八番地二
ユ　京都府京都市下京区西境町百四十九番地
メ　大阪府大阪市北区天満一丁目十九番六号
ミ　大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七百五十八番地

○国土交通省告示第千二百五十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1077	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	株式会社マツナガ	東京都練馬区南大泉5－18－17号	平成21年11月10日
1078	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	倉敷紡績株式会社	岡山県倉敷市本町7番1号	平成21年11月10日

シ　兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目二番九号
ヱ　奈良県橿原市八木町一丁目六番一号
ヒ　和歌山県和歌山市紀三井寺八百四十番地十
モ　鳥取県米子市観音寺新町三丁目四番二十号
セ　岡山県岡山市北区今八丁目六番十四号
ス　広島県広島市南区段原二丁目一番十四号
ン　広島県福山市南蔵王町一丁目六番十一号
イ′　山口県山口市小郡維新町一番十四号
ロ′　徳島県板野郡藍住町奥野字長江口七十七番地一
ハ′　香川県高松市林町二千五百四十九番地五
ニ′　愛媛県松山市萱町一丁目三番六号
ホ′　高知県高知市萩町一丁目一番四号
ヘ′　福岡県北九州市小倉北区中島一丁目十七番六号
ト′　福岡県久留米市東合川三丁目十九番三十二号
チ′　福岡県大野城市仲畑一丁目七番三十三号
リ′　長崎県長崎市竹の久保町十四番二十一号
ヌ′　熊本県熊本市水前寺六丁目二十七番二十号
ル′　大分県大分市西春日町一番二号
ヲ′　宮崎県宮崎市吉村町寺ノ下甲二千二百九十八番地一
ワ′　鹿児島県鹿児島市東開町三番地三十七
カ′　沖縄県宜野湾市大山七丁目四番十五号

○海上保安庁告示第三百二十九号

海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十二条第一項第十五号の規定に基づき、海上衝突予防法施行規則第二十二条第一項第十五号の信号を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上衝突予防法施行規則第二十二条第一項第十五号の信号を定める告示の一部を改正する告示

海上衝突予防法施行規則第二十二条第一項第十五号の信号を定める告示（平成四年海上保安庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

本則中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

附　則

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○海上保安庁告示第三百三十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一四秒東経一四三度二一分四八秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度五分一秒東経一四二度五五分〇秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度九分五八秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十一年十二月九日から平成二十一年十二月二十四日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十五号（平成二十一年十一月二十七日発行）により通報

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月三十日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十二月七日から同月十一日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

(エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

航空機

その他

二機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。